



事業目的・概要等

背景・目的

帰還困難区域の復興・再生に早期に取り組むため、特定復興再生拠点区域（避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域）の復興及び再生を推進するための計画の認定制度の創設を盛り込んだ「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」が2017年5月に成立した。

同法律に基づき、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく必要な除染・廃棄物処理等の措置等を実施する。

事業概要

認定特定復興再生拠点区域の復興及び再生に係る除染・廃棄物処理等事業（除染、家屋解体、廃棄物処理、減容化、調査等）

事業スキーム

直轄事業により実施

環境省



民間事業者

期待される効果

帰還困難区域における認定特定復興再生拠点区域の環境を整備し、復興及び再生を図る。

イメージ

各市町村が「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を作成

内閣総理大臣が復興再生計画を認定

認定復興再生計画に基づく
除染・廃棄物処理事業等を実施

【特定復興再生拠点区域の例（双葉町）】

